

出入国在留管理庁（入管 Immigration Services Agency）からのお願い

新しいコロナウイルスの病気が、日本で広がらないようにするために、国から緊急事態宣言が出て、外に出ないようお願いしています。

入管では、新しいコロナウイルスの病気を広げないために、窓口が混まないようにしています。今の「在留カード」に書いてある在留期限が、2020年3月1日から6月30日までの人は、「在留カード」に書いてある在留期限から3か月が過ぎる日までに、入管に行って書類を出せば大丈夫です。

(例)「短期滞在」の在留資格の人

今の在留期限が、2020年5月11日の人は、8月11日までに、入管に行って書類を出すことができます。

「永住者」の在留資格に変えたい人は、今の「在留カード」に書いてある在留期限までの間いつでも入管に書類を出すことができます。そのため状況が良くなってから入管に書類を出してください。

在留資格認定証明書（Certificate of Eligibility）は、新しいコロナウイルスの病気により日本に入れない国の人に出すことはやめています。こちらも状況が良くなってから入管に書類を出してください。

新しいコロナウイルスの病気が日本で広がらないようにするために、入管では書類を出してもらう期間を延ばしているので、在留期限の日までに入管に来る必要はありません。